

(資料 3 7) 高度技能専門員制度の概要

1. 制度の趣旨

国立環境研究所において、高度な技能を有する専門要員を確保するため、平成14年11月に制度化。

2. 「高度技能専門員」とは

高度の技術又は専門的な能力を有する者であって、その能力及び経験を活かし研究所の業務を遂行する。

3. 高度技能専門員の採用条件等

- i. 採用は、公募により行う。
- ii. 任用期間は、採用日の属する年度とするが、業務計画及び勤務状況等に応じ、更新することができる。
- iii. 就業条件は、国立環境研究所契約職員就業規則に定めるところによる。

4. 高度技能専門員の状況

平成14年度	1人
平成15年度	1人
平成16年度	2人
平成17年度	3人
平成18年度	15人
平成19年度	31人